

指定共同生活援助事業所 しんわ第2 ホーム事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 一般社団法人福祉心話会が設置するしんわ第2 ホーム事業（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）への適切かつ効果的なサービスの提供を行うことにより、利用者が自立した日常生活又は地域での社会生活を営むことができることを目的とする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害サービス事業その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 指定共同生活援助事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 しんわ第2 ホーム事業

所在地 兵庫県尼崎市竹谷町 1-16

2 共同生活住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 しんわ出屋敷ホーム

所在地 兵庫県尼崎市竹谷町 1-16

(2) 名 称 しんわ出屋敷第2 ホーム

所在地 兵庫県尼崎市竹谷町 1-16-1 階

(3) 名 称 しんわ甲子園ホーム

所在地 兵庫県西宮市甲子園七番町 16-12-2 階

(4) 名 称 しんわ甲子園第2 ホーム

所在地 兵庫県西宮市甲子園七番町 16-12-3 階

(5) 名 称 しんわ出屋敷第3 ホーム

所在地 兵庫県尼崎市南竹谷町 2 丁目 24 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名

管理者は、従業者の管理、共同生活援助の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行うとともに、法及び基準等において規定されている共同生活援助の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 3 名

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的

な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 世話人 20 名以上

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員 10 名以上

生活支援員は、利用者に対し入浴、排泄、食事等に関する援助を行う。

(入居定員)

第 5 条 事業所の入居者の定員は、**32 名**とする。

2 第 3 条第 2 項に規定する共同生活住居ごとの定員は、次のとおりとする。

(1) しんわ出屋敷ホーム 16 名

(2) しんわ出屋敷第 2 ホーム 4 名

(3) しんわ出屋敷第 3 ホーム 4 名

(4) しんわ甲子園ホーム 4 名

(5) しんわ甲子園第 2 ホーム 4 名

(事業の主たる対象者)

第 6 条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

主たる障害は知的障害者とする。

- 1 共同生活援助 グループホーム（介護包括型）サービス提供において、当該事業所の施設、構造、設備が身体障害者の日常生活のご利用及び生活支援員における適切なサービスの提供ができない為。
- 2 生活支援員及び世話人が知的障害者のみの支援経験があり、精神障害者、難病等対象者への適切なサービス提供ができる支援員がいらない為。

(指定共同生活援助の内容)

第 7 条 指定共同生活援助等は、入居している利用者につき、主として夜間において入浴、排せつ及び食事等の介助、調理補助、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を行うものとする。

- (1) 家事等の日常生活上の支援
- (2) 食事、入浴、排せつ等の援助
- (3) 健康管理、金銭管理の援助
- (4) 日常生活における相談支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 日中活動に係る他の事業所等の関係機関との連絡調整
- (7) 体験利用時における上記 (1) (2) (3) (4) (5) (6)
- (8) その他必要な援助、支援等

(利用者から受領する費用の額等)

第 8 条 事業所は、指定共同生活援助等を提供した際は、利用者から、市町村が定める負担上限月額範囲の範囲内において利用者負担額（サービスの提供に要した費用の 1 割相当額）の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助等を提供した際は、利用者から厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用 1,050 円 (朝、夕)・410 円 (昼食)
- (2) 家賃 42,000 円 (各ホーム)
- (3) 水光熱費 14,420 円 (各ホーム)
- (4) 日用品費 6,390 円 (各ホーム)
- (5) 修繕費 1,280 円 (各ホーム)
- (6) その他の日常生活費 実費 (各ホーム)

4 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証は当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 事業所は、第3項の費用の額の発生に伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得るものとする。

	家 賃 月 額	水光熱費 月 額	日用品費 月 額	修繕費 月 額
しんわ出屋敷 ホーム	42,000 円	14,420 円	6,390 円	1,280 円
しんわ出屋敷 第2ホーム	42,000 円	14,420 円	6,390 円	1,280 円
しんわ出屋 敷第3ホーム	42,000 円	14,420 円	6,390 円	1,280 円
しんわ甲子 園ホーム	42,000 円	14,420 円	6,390 円	1,280 円
しんわ甲子 園第2ホーム	42,000 円	14,420 円	6,390 円	1,280 円

6 前項に規定する額を徴収したときは、当該費用に係る現金預り証を、また、同項の規定による精算時には、現に要した費用に係る証拠書類に基づき支給決定障害者に対して負担を求めることとなった金額及びその内訳を記載した書類並びに領収証を、当該費用を支払った支給決定利用者に対し交付するものとする。

7 事業所は、法定代理受領により市町村から指定共同生活援助に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知する。

8 事業所は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、利用者に対し、サービス提供証明書を交付する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 サービスの利用に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者は防火・防犯について理解を深めると共に、事業所の指示に従う。
- (2) 利用者は事業所内では禁酒・禁煙。
- (3) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業所の従業者は、指定共同生活援助等の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急

事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(苦情解決)

第 11 条 事業所は、提供した事業に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護等に関し、法令の定めるところにより、市町村が行う報告もしくは文書その他物件の提出もしくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(人権擁護及び虐待防止のための措置)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) すべての従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施（年 1 回以上）

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(6) 自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等

(7) その他必要な措置

(身体拘束等の禁止)

第 12 条の 2 事業所は、事業の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施

(暴力団等の排除)

第 13 条 事業所の代表者及び管理者は、暴力団員等と密接な関係を有することなく、又、事業所の運営について暴力団等の支配を受けない。

(事故発生の防止及び対応)

第 14 条 事業所は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定める。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が従業者に周知される体制を整備する。
 - (3) 定期的に、事故の発生又はその再発防止について、その協議を行うための会議を開き、及び従業者に対して研修を行う。
- 2 指定共同生活援助等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(衛生管理等)

第 15 条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正におこなう。

- 2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努める。
- 3 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 4 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(非常災害対策)

第 16 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(従業者の研修)

第 18 条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努める。

(運営内容の評価及び結果の公表)

第 19 条 事業所は、その運営状況の内容について評価を行いその結果を公表するように努める。

(その他運営についての留意事項)

第 20 条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、当該事業所の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

3 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活援助等を完結した日から 5 年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人福祉心話会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。改定箇所は変更一覧表のとおり。

附則

この規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。改定箇所は第 8 条第 3 項及び第 5 項。

附則

この規程は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。改定箇所は第 8 条第 3 項及び第 5 項。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。改定箇所は第 15 条及び第 17 条を追加。条文番号整理。

附則

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。改定箇所は第 8 条第 3 項及び第 5 項。

附則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。改定箇所は新旧対照表のとおり。